

令和 3年10月 1日

社会福祉法人 双樹会 一般事業主行動計画書

仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境の整備を行うことで、個々の能力を十分に発揮し、長く働くことができるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のとおり一体型の一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年10月 1日～令和 8年 9月30日

2. 内 容

目標1 非正社員から正社員への登用を促進する

対策

- ・ 非正社員のニーズを把握
- ・ 非正社員への働き方に関する聞き取り
- ・ 正社員への登用を希望する職員との面談
- ・ 個別に相談できる環境を整備する

目標2 所定時間外労働の削減に努める

対策

- ・ 介護職を中心として継続的な採用活動を行い、人員増による職員一人当たりの負担減を図る
- ・ 勤務シフトの見直し
- ・ 業務の見直しや簡略化を検討

目標3 職員が長く勤務できる職場環境を整備する

対策

- ・ 男性も女性も働きやすい制度・環境の活用・推進
- ・ あらゆるハラスメントを防止する対策を図る
- ・ 個別に相談できる環境を整備する

目標4 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行い、職場復帰しやすい環境の整備を図る

対策

- ・ 周知・取得促進の継続
- ・ 職員に対し制度の周知を行う
- ・ 対象者に対し情報提供を行う
- ・ 制度全般の情報提供により育児休業等取得を促す
- ・ 個別に相談できる環境を整備する

目標5 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、対象者への制度の周知・情報提供・相談体制の整備

対策

- ・ 周知・取得促進の継続
- ・ 個別に相談できる環境を整備する
- ・ 対象者に対し、順次、情報提供を行う
- ・ 制度全般の情報提供により育児休業等取得を促す
- ・ 妊娠中及び出産後の職員の勤務体系及び業務内容を配慮する

目標6 再雇用の促進

対策

- ・ 出産、育児、介護を理由に退職した職員の再雇用を検討し、社会復帰の機会を提供する

目標7 女性職員の割合を維持する（現状67.8%）

対策

- ・ 男女の区別なく採用する
- ・ 女性が働きやすい制度・環境の活用・推進